

入札説明書等に対する意見・質問書（第2回）への回答（補足）

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答																								
5	入札説明書	17	13_13.1 入札方法 ⑧	様式13に記載する担当者が入札書を持参し、提出する場合は、委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	<p>様式13に記載する担当者が使用者となる場合は委任状は不要です。</p> <p>(補足) 様式13に記載の担当者に関わらず、入札書を持参し提出する者（使用者）については、委任状は不要です。 ただし、入札参加者（本事業の入札参加資格があると認められた入札参加希望者をいう。）の代表者が入札書を作成しない（様式13に記載された担当者や代理人等が作成する場合等）ときは、委任状が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>(1回目の) 入札書に記載の 氏名・押印</th> <th>再度入札時の 入札書に記載の 氏名・押印</th> <th>委任状の有無・種類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>入札参加者の代表者</td> <td>入札参加者の代表者</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>入札参加者の代表者</td> <td>A</td> <td>再度入札時に「Aへの委任状」が必要</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>A</td> <td>入札参加者の代表者</td> <td>1回目の入札時に「Aへの委任状」が必要</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>1回目の入札時に「Aへの委任状」が必要 ※ 1回目の提出のみで足りる</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>1回目の入札時に「Aへの委任状」、再度入札時に「Bへの委任状」が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記A、Bは、入札参加者の代表者以外の社員A、Bを指す。</p>	例	(1回目の) 入札書に記載の 氏名・押印	再度入札時の 入札書に記載の 氏名・押印	委任状の有無・種類等	1	入札参加者の代表者	入札参加者の代表者	不要	2	入札参加者の代表者	A	再度入札時に「Aへの委任状」が必要	3	A	入札参加者の代表者	1回目の入札時に「Aへの委任状」が必要	4	A	A	1回目の入札時に「Aへの委任状」が必要 ※ 1回目の提出のみで足りる	5	A	B	1回目の入札時に「Aへの委任状」、再度入札時に「Bへの委任状」が必要
例	(1回目の) 入札書に記載の 氏名・押印	再度入札時の 入札書に記載の 氏名・押印	委任状の有無・種類等																										
1	入札参加者の代表者	入札参加者の代表者	不要																										
2	入札参加者の代表者	A	再度入札時に「Aへの委任状」が必要																										
3	A	入札参加者の代表者	1回目の入札時に「Aへの委任状」が必要																										
4	A	A	1回目の入札時に「Aへの委任状」が必要 ※ 1回目の提出のみで足りる																										
5	A	B	1回目の入札時に「Aへの委任状」、再度入札時に「Bへの委任状」が必要																										